

第3章 景観資源等の保全・活用・整備に関する事項

3-1. 景観資源の保全・活用等に向けた基本的考え方

市内に広く点在する歴史・文化的資源や自然的資源などは、倉敷市の魅力ある景観、地域の固有性を創り出してきた景観資源であり、本市の景観形成にあたっては、こうした貴重な景観資源を積極的に保全・活用していくことが重要です。

景観資源の保全・活用にあたっては、次のような方針で取り組んでいきます。

(1) 景観資源の発掘と認知度の向上

市内全域の景観資源の実態調査を行うとともに、身近であまり知られていない景観資源などを、市民との協働によって発掘し、景観資源図や個別調書等の作成を行います。

また、これらの資料・データを、市民等に対して積極的に提供していくことで、地区の重要な景観資源の認知度を高めています。

(2) 資源の保全に関する諸制度の活用

特に重要な歴史・文化的資源である建造物や自然的資源である樹木等については、所有者等や関係機関と連携しながら、景観法に基づく景観重要建造物・景観重要樹木として指定し、市民共有の財産として継承していくとともに、地域の景観まちづくりの核として、保全・活用を図ることに努めます。

また、こうした景観資源の維持管理等に関し、市民が主体となって保全・活用していく方法や、これを支援する方策を検討します。

(3) 点景から地区・地域への取組への展開・発展

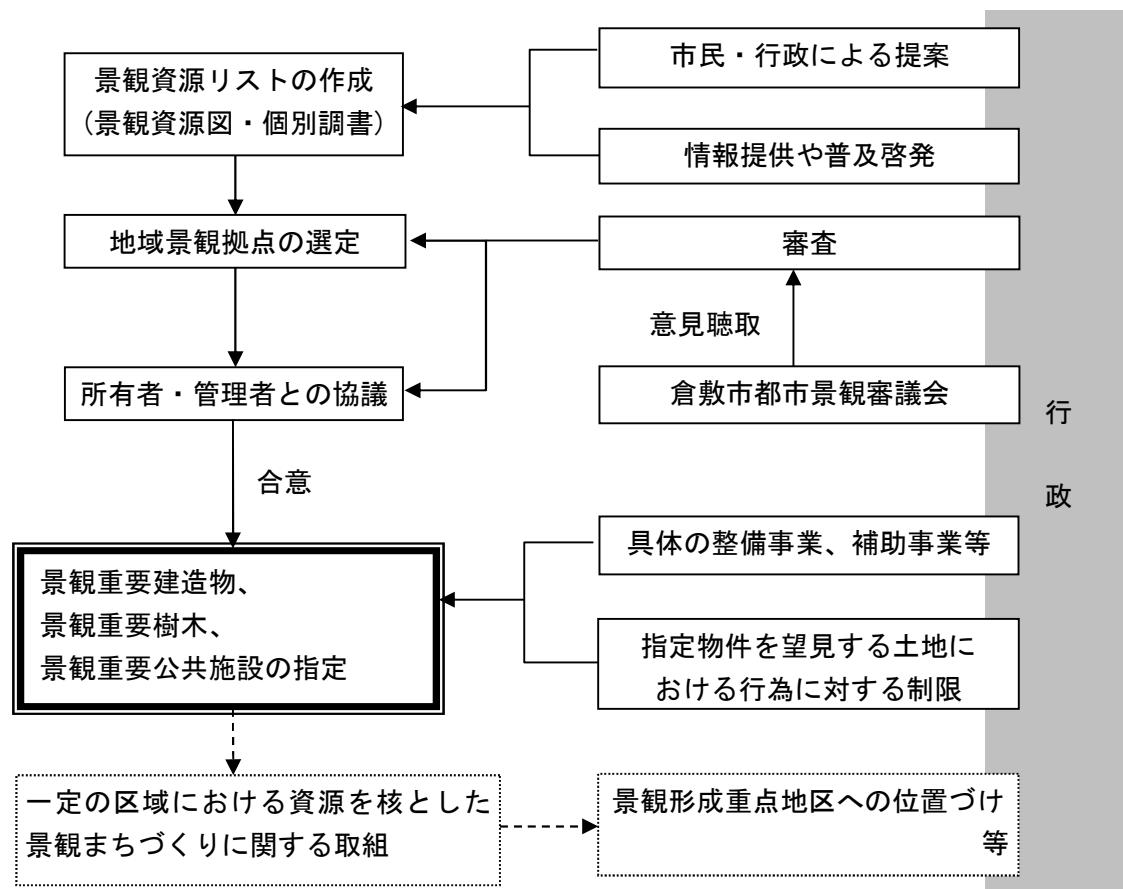
個々の景観資源は、その地域の成り立ちと深いつながりを持つものであり、個々の保全・活用や、これに対する景観的な配慮などに努めることで、景観資源を核とした地域の景観まちづくりへ展開・発展していく取組を進めます。

また、道路、河川、公園等の公共施設は、市民生活において日常的に利用されるため、これらの質をより高いものとしていくことは、地区・地域の景観づくりだけでなく、都市の景観づくりに対しても、先導的な役割を担うものです。

したがって、都市景観の形成にあたっては、公共施設の質的向上を目指し、事業主体との連携や、市民・NPO・事業者の協力などにより、本市の景観づくりを先導していくにふさわしい形態及びデザインとなることを目指し、取り組むこととします。

■景観重要建造物・景観重要樹木・景観重要公共施設の指定の手順

市内全域の景観を特徴づけている景観資源として、建造物、樹木及び公共施設の概要を整理し、市民・行政からの提案などを通じて景観資源の認知度を高めます。景観資源を核とした地域の景観まちづくりへ展開・発展させるため、所有者・管理者と連携しながら、倉敷市都市景観審議会の意見を聞いた上で、景観重要建造物・景観重要樹木・景観重要公共施設を指定します。



3 – 2. 景観重要建造物及び景観重要樹木の指定等に関する方針

景観法第19条第1項に定める景観重要建造物、及び第28条第1項に定める景観重要樹木の指定方針を次の通り定めます。なお、指定にあたっては、当該物件の所有者又は管理者の意見を聴き、十分な協議のもと、物件の保全・管理・活用に関する事項を定めた上で行います。

(1) 景観重要建造物の指定の方針

景観計画区域内の良好な景観の形成に重要な建造物（これと一体となって良好な景観を形成している土地その他の物件も含む）で、自然、歴史、文化等からみて、その外観が景観上の特徴を有するもので、次のいずれかに該当し、道路など公共の場所から容易に望見することができるものを景観重要建造物として指定します。

- ・町家や蔵など、商業都市、産業都市、観光都市として発展した歴史に由来する建造物
- ・伝統的農家住宅など、本市の田園集落の歴史に由来する建造物
- ・近代以降の本市の成り立ちに由来する建造物
- ・中心市街地や公共施設周辺等、公共性の高い場所で多くの人々がその景観を享受することができる建造物
- ・地域に広く愛されている建造物

(2) 景観重要樹木の指定の方針

景観計画区域内の良好な景観の形成に重要な樹木で、次のいずれかに該当し、自然、歴史・文化等からみて、樹容が景観上の特徴を有するものを景観重要樹木として指定します。

- ・地域に多く生育し、地域の特徴となっている樹種の樹木又は樹林
- ・市内の他の地域では見ることができない希少な樹木
- ・本市の歴史文化に由来する樹木や、相当の樹齢を重ねた古木、巨大樹木
- ・鎮守の森や里山を構成する樹木で、特に重要な樹木
- ・地域に広く愛されている樹木又は樹林

(3) 景観重要建造物及び景観重要樹木の保全・管理・活用に関する方針

前項に基づき指定した景観重要建造物・景観重要樹木を保全・活用した景観形成を推進するため、これに関する方針を次の通り定めます。

1) 適切な保全・管理

- ・所有者等との合意のもとに、管理基準等を定め、適切な保全・管理を行う。
- ・指定物件のPR、普及啓発を進め、景観資源に関する市民意識を高める。
- ・指定建造物の外観の保全上必要なものについて、建築基準法の制限の緩和の適用。

2) 周辺景観の誘導と地区の景観形成の取組

- ・指定物件から望見される場所において、原則として建築や開発等の行為、広告物の掲出等を行う際には調和するよう配慮する。
- ・指定物件の背景や見え方について、視認性を高めることに配慮する。
- ・指定物件を活かした地域の個性ある景観形成として、指定物件を核とした界隈性のある地区として景観まちづくりを進める。
- ・複数の指定物件のネットワークを構築し、歩いて巡ることの出来る散策路等を形成するなど、広く景観まちづくりを展開させる。

3) 保全・活用に係る支援

- ・指定物件の修理修景や、管理・活用等の計画的取組に対する技術支援、助成金など。
- ・指定物件の管理体制を整えること、整備事業の実施など。

3－3. 景観重要公共施設の整備等に関する方針

(1) 景観重要公共施設の指定の方針

海岸や河川、道路、公園など、本市の景観形成上特に重要な公共施設について、景観法に基づく景観重要公共施設として、次のような方針に基づき、管理主体との十分な協議を行った上で指定するとともに、その整備・占用許可の方向性について示します。

- ・本市の景観を構成する骨格的な公共施設で、景観形成上特に重要な公共施設
- ・地域の景観形成を進める上で重要な公共施設
- ・重点地区における、その地区の特性を活かした景観形成を図る上で重要な公共施設

○景観重要公共施設の候補として、次のような施設があげられる。

- ・歴史的な町並みを構成する道路・路地
- ・倉敷中央通りなど、大勢の人が集い利用する道路
- ・酒津公園など、特徴ある公園
- ・高梁川など、都市の骨格となる河川
- ・瀬戸内海に面する特徴的な海岸、港湾 など

また、景観づくりを先導していくために、その整備にあたっての計画や設計、維持管理等について、次のように取り組むこととします。

○計画・設計における考え方

- ・各施設の機能性と、快適性や美しさなどの両立を目指す。
- ・周辺の景観資源や町並みの特性を活かしたデザインの方向性を検討する。
- ・都市活動との関係性を考慮する。
- ・施設の利用や特性に応じ、市民参画を図る。
- ・地域の景観形成を先導するものとして取り組む。
- ・デザインに関する妥当性を判断するための協議・評価を実施する。

○維持・管理における考え方

- ・計画的な管理、修繕等を行う。
- ・利用にあたってのマナーの向上を図る。
- ・管理者、利用者による維持管理に係る組織体制づくり。

(2) 景観重要公共施設の整備に関する方針

景観重要公共施設は、その施設の事業の実施状況や、まちづくりとしての必要性等に応じた整備が必要です。したがって、次のように、事業の実施状況別の考え方に基づき整備を行うこととします。

□既に整備された施設

- ・改善の必要性のないものは、現在のデザインを維持することを基本とする。
- ・社会情勢や機能性及び技術の向上等を踏まえ、補修・改修等における再整備の検討を行う。

□整備が予定されている施設

- ・地域の景観特性や、周囲の景観資源や眺望に配慮する。
- ・施設の特性に応じて、市民の参加や活動の場としての整備を行う。(公園など)
- ・道路等の整備にあたって、沿道や周辺地域の町並み誘導と一体的な実施の検討を行う。

□整備の予定がない施設

- ・補修・改修の際に、適宜、景観の阻害要因となるものを撤去する。
- ・適切に維持管理を行い、補修・改修等にあたっては、色彩等周辺の景観に配慮したものとする。

□重点地区における施設

- ・地区の景観づくりの動向に応じて、整備の必要性やデザインについて、地区住民と管理者等で協議を行い取り組む。

(3) 景観重要公共施設占用許可に関する方針

□民間の占用物件に対する方針

- ・施設からの眺望や、周辺景観との関係性に配慮し設置する。
- ・色彩・素材に関しては、道路の仕上げや沿道の建築物等との調和を図るとともに、経年変化に配慮する。
- ・街路樹電飾など、地域の景観形成に資する演出を行うものとし、過度な装飾は避ける。

□道路整備の一環となる物件に関する方針

- ・電線類地中化に伴う分電盤等については、植栽等により修景、又は道路景観に影響しないように配置する。
- ・道路上に設置される案内板・サインなどは、周辺の自然や町並みと調和した位置、規模、形態等とする。
- ・街路樹について、豊かな緑景観の維持に努め、樹容を大きく変化させるような強剪定は避ける。